

一宮町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

一宮町教育委員会教育長

竹之内 達生



一宮町教育委員会規則第3号

一宮町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

一宮町立小学校及び中学校管理規則（平成8年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「処理する」を「つかさどる」に、「事務に従事する」を「担当事務をつかさどる」に改める。

第9条の2の見出し中「学校評議員」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「学校評議員」を「学校運営協議会」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「学校評議員」を「学校運営協議会」に改め、同項を同条第2項とする。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示したものである。
- 2 区分欄の学校経営以外は主として事務職員が総括する範囲を示したものである。
したがって、事務職員以外の職員が担当する内容も含まれる。

3 標準的な職務については、学校規模、事務職員の配置数、経験年数等、学校の実情に即して適切な分掌を行うこと。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。